

2020年度 低圧太陽光の申込期限について

2020年6月17日付で、資源エネルギー庁から「2020年度中の認定申請等にかかる期限日について（お知らせ）」が公表され、年度内の案件として新規/変更認定・事前/事後変更届出を受けるための「接続の同意を証する書類」の提出期限が設定されました。

これに伴い、当社は、低圧太陽光の案件に関して、当社への申込期限を下記のとおり設定いたします。なお、申込みの集中が予想されることから、期限までに申込みされた場合であってもご希望に添えない場合がございますので、極力早めの申込みをお願いいたします。

当社への申込期限

- ① 低圧太陽光(10kW以上)の場合： 2020年10月16日（金）
- ② 低圧太陽光(10kW未満)の場合： 2020年11月13日（金）

（注1）書類送付による申込みの場合は、消印有効（不備による追加書類提出の場合も同様）

低圧託送新增設システムによる申込みの場合は、23時59分送信分まで有効

（注2）低圧太陽光以外の申込みについて、当社は申込期限を設定しておりません。

また、高圧及び特別高圧については、申込みから接続契約締結までに標準では8～9か月を要しますが、連系地点付近の系統状況などによっては更に長期間に及ぶ場合がありますので、ご注意ください。

《注意事項》

資源エネルギー庁が設定した国への提出期限(10kW以上と未満で異なる)を踏まえ、当社への申込についても10kW以上と未満で異なる期限を設定しておりますので、ご注意ください（屋根貸しの場合、出力が10kW未満であっても10kW以上と同様に10月16日までに申込みが必要です）。

申込書類が不備なく揃っており記載内容に不備がない等、当社が検討を実施するための条件が全て揃っていることが申込受付の前提条件となります。期限日の間近は、当社による不備確認に時間を要することが想定されますが、当社からの不備の連絡時期に関わらず（申込状況によっては、期限日以降の連絡となる場合があります）、期限日までの申込み分としては取扱うことができませんのでご注意ください。また、低圧託送新增設システムでの申込みの場合、期限日の間近はアクセスが集中し、通常より申込みに時間がかかる場合があります。これにより期限内の申込みが出来ない場合であってもご希望には添えませんので、お早めにお申込みください。

期限日以降も申込みの受付・検討は実施いたしますが、資源エネルギー庁が定める提出期限までに「接続の同意を証する書類」の発行に至らない恐れがあります。

参 考 よくある書類不備の事例

1 《様式1-A》

- ・ ①「力率一定制御機能」、「力率設定変更可否」が、未記入
- ・ ②「引込口配線及び屋内配線の諸元」が、未記入
- ・ ③「過電流要素付漏電遮断器」の定格電流が、結線図の容量と異なる

2 《再生可能エネルギー発電設備からの電力販売に関する申込書》

- ・ 1 申込内容「ご契約者氏名や設備住所(受給地点)」等が、国の申請内容と相違している（特に設備住所(受給地点)における字以降や番地の記載）

※ 2018年度より、国による事業計画認定申請の審査が厳格化されております。電力会社への申込情報（接続同意書類の記載内容）と、国への申請情報が異なる場合は、認定がなされない場合や手続きが遅延するリスクがあります。国への申請内容と相違がないよう確認の上お申し込みください。

- ・ 1 申込内容「電力量計等費用のご請求先」の氏名が、記載漏れ

3 《その他の書類》

- ・ 「電気ご使用申込書」における設置場所について、簡易な位置図のみで、詳細場所が特定できない
- ・ 添付された「JET認証証明書」の期限が切れている
- ・ 「出力制御機能付PCS仕様諸元」が添付漏れ
- ・ （蓄電池を併設する場合）様式1「電力系統への発電設備の連系に関する申込みについて」が、添付漏れ
- ・ （出力変更がない設備変更の場合）国の「変更認定通知書」が添付漏れ

以 上